

「令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書」を公表します

川崎市は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 4 項の規定に基づき、「令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査を経て、議会へ提出しましたので、同条第 8 項に基づき、公表します。なお、概要は次のとおりです。

<概要>

○評価手続

令和 7 年度を評価対象期間、令和 8 年 3 月 3 1 日を評価基準日として、財務に関する事務及び情報管理に関する事務について内部統制の評価を実施しました。

○評価結果

評価を実施したところ、本市内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

しかしながら、令和 7 年度については重大な不備に該当する事案はなかったものの、「情報管理に関する事務」において、個人情報や公文書に関する事務事故等の事案が続いたことから、市内部の情報管理を徹底するとともに、委託事業者や指定管理者等が取り扱う個人情報についても安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう、内部統制を推進、強化してまいります。

※なお、同評価報告書等は下記の市インターネットホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000118046.html>



【問合せ先】

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 藤原

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 0 7 6 7

内線 2 2 1 6 4